

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	災害公営住宅整備事業	鹿島区鹿島宇西川原地区	南相馬市

図面記号										
M-1-①										
	当事者の別	氏名	捺印		住所					
1	当事者の住所等	譲受人	南相馬市長 桜井勝延		印		南相馬市原町区本町二丁目27番地			
2	土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		土地利用区分	
				登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
				別紙のとおり						
		計	9,219㎡ (田9,219㎡ 畑 - ㎡)							
3	権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の時期		権利の存続期間		その他	
		所有権	移転		復興整備計画公表後		永久			
4	転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>周囲には、ブロック土留を施工し、土砂等の流出を防ぐため被害発生のないように対処いたします。</p> <p>施行地域に対する給水については、北側の市道に広域水道の本管が既に設置されており、排水関係については災害公営住宅に浄化槽を設置することにより対処する。</p> <p>日照及び土地の利用については、住環境整備事業により一体として整備しているが、一団の土地の最も北端に位置しており、また、低層住宅を建設予定であることから、農作物への日照についても、また、一団の土地の利用についても影響はない。</p>								

(別紙) 2 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定され ている場合		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者 の 氏名又 は	農振法	都 市 計画法
南相馬市鹿島区鹿島字西川原	76番	田	田	3061			農用地区域内	非線引き都市計画区域内
南相馬市鹿島区鹿島字西川原	77番	田	田	3247			農用地区域内	非線引き都市計画区域内
南相馬市鹿島区鹿島字西川原	78番	田	田	2911			農用地区域内	非線引き都市計画区域内
3筆	9,219㎡	(田		9,219 ㎡	畑		0 ㎡)	

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	災害公営住宅整備事業	鹿島区西町地区	南相馬市

図面記号											
M-1-②											
	当事者の別	氏名	捺印	住所							
1	当事者の住所等	譲受人	南相馬市長 桜井勝延	印	南相馬市原町区本町二丁目27番地						
2	土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の 使用収益権が 設定されてい る場合		土地利用区分		
				登記簿	現況		権利の 種類	権利者の 氏名 又は名 称	農振法	都市 計画法	
		別紙のとおり									
		計		1,490㎡ (田-㎡ 畑1,490㎡)							
3	権利を設定し 又は移転しよ うとする契約 の内容	権利の種類	権利の設定、 移転の別	権利の設定、 移転の時期	権利の 存続期間	その他					
		所有権	移転	復興整備計画 公表後	永久						
4	転用すること によって生 ずる付近の農 地作物等の被 害の防除施設 の概要	・造成区域から区域外への土砂の流出を防止するよう法面保護の対策を講じる。									

(別紙) 2 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定され ている場合		土地利用区分	
		登記簿	現 況		権利の 種 類	権利者 の 氏名又 は	農振法	都 市 計画法
鹿島区西町一丁目	13番1	畑	畑	399	—	—	農業振興地域外	非線引き都市計画区 域の用途区域
鹿島区西町一丁目	10番	畑	畑	240	—	—	農業振興地域外	非線引き都市計画区 域の用途区域
鹿島区西町一丁目	14番	畑	畑	218	—	—	農業振興地域外	非線引き都市計画区 域の用途区域
鹿島区西町一丁目	15番	畑	畑	633	—	—	農業振興地域外	非線引き都市計画区 域の用途区域
4筆	1,490㎡	(田		0 ㎡	畑		1,490 ㎡)	